

# 持続する森林経営を真に実現する 政策を構築せよ

未来を創る森林産業改革委員会 中間提言

2011年2月

社団法人 日本経済調査協議会

Japan Economic Research Institute

## 「未来を創る森林産業改革委員会」委員名簿

(五十音順・敬称略)

|        |       |                               |
|--------|-------|-------------------------------|
| 委員長    | 高木 勇樹 | 日本プロ農業総合支援機構副理事長<br>元農林水産事務次官 |
| 主査     | 梶原 晃  | 追手門学院大学経営学部教授                 |
| 委員     | 井上 雅文 | 東京大学アジア生物資源環境研究センター准教授        |
|        | 合瀬 宏毅 | 日本放送協会解説主幹                    |
|        | 川戸 和史 | 朝日新聞社論説委員                     |
|        | 熊崎 實  | 日本木質ペレット協会会長                  |
|        | 白石 則彦 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授            |
|        | 田島信太郎 | 田島山業代表                        |
|        | 寺尾 由久 | 信金中央金庫信金業務支援部次長               |
|        | 能勢 秀樹 | 住友林業顧問                        |
| 専門委員   | 堀 靖人  | 森林総合研究所林業動向解析研究室長             |
|        | 山崎 靖代 | 林業家                           |
|        | 澤野 敬一 | 日本政策金融公庫農林水産事業本部情報戦略部調査主幹     |
| 顧問     | 早房 長治 | 地球市民ジャーナリスト工房代表               |
| アドバイザー | 高田 眞  | 信金中央金庫信金業務支援部中小企業金融グループ調査役    |
| 事務局    | 奥 雅文  | 日本経済調査協議会専務理事                 |
|        | 藤城 孝一 | 日本経済調査協議会主任研究員                |

## 目 次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 基 本 認 識                               | 1  |
| 提言 持続する森林経営が可能となる、法制度を含めた総合的施策を構築する   | 2  |
| 提言 提言 の施策の効果が持続し、循環型社会定着のため、経過的施策を講ずる | 3  |
| 提言 提言 、 の施策を着実に実行する仕組みを構築する           | 3  |
| 参考資料                                  | 4  |
| 資料 1 森林蓄積の推移                          | 4  |
| 資料 2 木材供給量（用材）と自給率（丸太換算）の推移           | 5  |
| 資料 3 木材生産状況の国際比較                      | 5  |
| 資料 4 森林・林業関係一般会計予算推移                  | 6  |
| 資料 5 林業就業者数、高齢化率（全産業・林業）の推移           | 6  |
| 資料 6 林業産出額の推移                         | 7  |
| 資料 7 林業所得の推移                          | 7  |
| 資料 8 所有山林規模別事業体数の割合                   | 8  |
| 資料 9 森林・林業再生プランの概要                    | 8  |
| 資料 10 「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の概要           | 9  |
| 資料 11 相続税の納税猶予制度概要                    | 10 |
| 「未来を創る木材産業イノベーション研究会」報告（概要）           | 11 |

# 持続する森林経営を真に実現する政策を構築せよ

## 基本認識

- 1 少資源国日本といわれるわが国国土の 3 分の 2 を森林が占め、1,000 万 ha を超える人工林面積を擁する中、年々増大する蓄積量の 2 割程度しか資源化（利活用）出来ていない<sup>1</sup>。林業白書から「21 世紀は国産材時代」という記述が消えて四半世紀以上が経つ。
- 2 昭和 50 年代を嚆矢として間伐対策も手を替え、品を替え何度も実施され、林業構造改善事業、林道などの基盤整備対策も相当な予算を投じて講じられてきた<sup>2</sup>。加えて京都議定書以降、環境・地球温暖化への対応、低炭素社会の実現といった政策目的達成のため間伐が実行されるなどしている。にもかかわらず、森林・林業、山村は衰退、疲弊し続けており<sup>3</sup>、この負のスパイラルから脱する兆しはみえない。
- 3 原因・背景については、既に多くの説明がなされている。切り捨て間伐の実態などから、結局のところ、国際競争下にある需要側と、持続する経営を行うという認識を欠いている大多数的林業事業体（森林所有者）に担われている供給側との間に、経済的なミスマッチが根本にあるということである。
- 4 政府は一昨年 12 月には「森林・林業再生プラン」、昨年 11 月には「森林・林業の再生に向けた改革の姿」<sup>4</sup>を打ち出すとともに、森林・林業を成長産業と位置付け、平成 23 年度予算などでその具体化への取組みを始めた。更に、森林・林業基本計画の改訂に向けた作業も開始された。しかしながら、「森林・林業再生プラン」、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」における「持続する森林経営」という概念は、専ら資源管理の側面からのマネジメントの意味で用いられている。
- 5 我々は、『単に資源管理面だけでなく、産業として成立するという意味での「持続する森林経営」が真に実現されることを通じて、はじめて森林産業が未来を創る成長産業となり、新たな政策目的にも対応した循環型低炭素社会の誕生につながる。そして森林を活かした豊かな日本となることができる。』と考えるものである。

以上のような基本認識に立ち、次の通り中間提言を行う。

なお、今後引続き研究を行い、平成 24 年度予算、施策に反映させるべく、最終提言を行う。

◎文中小さな算用数字が付してある部分は、P4 ～ 10 の参考資料（図、表など）の段落数字に対応

## 提言Ⅰ 持続する森林経営<sup>1※</sup>が可能となる、法制度を含めた総合的施策を構築する

- 1 森林を経済林、非経済林（環境林）に区分する基準<sup>2</sup>を明確にする。そして、地域（ブロック）<sup>3</sup>ごとに、経済林については林業事業体が主体的に取り組む際の目安となる経営モデルを、非経済林については最終的に管理・関与を不要とする天然林化に向けた工程表を提示する。
- 2 マーケットイン（市場指向）型の経営とするため、国家戦略として需要<sup>4</sup>創造を行うとともに、供給側のコスト削減努力と創意工夫を引き出し、需要側と供給側が経済的にマッチする<sup>5</sup>環境を整備する。
- 3 生産性向上（コストダウン）に寄与する路網の整備と作業・事業単位の集約化を可能とする法制度（公共の福祉による財産権の制限）<sup>6</sup>を整備する。
- 4 3の法制度の整備と相まって、集約化を通じ経営が持続するとの視点に立って、特に農業（相続税の納税猶予制度<sup>7</sup>）に比べ格段と不利な相続コストや保有コストの見直しを含めた税制<sup>5</sup>の再構築を行う。

- 1 ここでの「経営」とは、当然単なる森林資源管理を意味するものではなく、創意工夫・努力、自己責任により、産業として持続する企業経営の「経営」と同義であり、また、その経営形態（株式会社、国・公有林、林業公社、森林組合、部落有林など）は問わない。
- 2 基準として考えられる要素としては、地形、土壌条件、林相などの自然的条件と世界自然遺産、国立公園などの社会的条件が考えられる。また、区分の実際の意義は、施業ルールの明確化と公的補助の見直し（例えば非経済林については、天然林化に伴う経費、最終的に管理・関与を不要とするまでの間の管理経費などは全額国の責任とするなど）にある。
- 3 地域（ブロック）は例えば、北海道、東北、北陸、関東、中部、近畿、中国、四国、九州（沖縄）とすることが考えられる。
- 4 需要に関しては、「未来を創る木材産業イノベーション研究会」がP.11～のような報告を行っている。
- 5 「経済的にマッチする」の意味：需要側は例えば、木質バイオマス（ペレットなど）にしても国際競争に勝てるかどうか、供給側は経営として採算がとれるかどうか、これが両立することが肝要ということ。かつての間伐対策が切り捨てになり、森林経営に活かされることが少なかったのは、需要側と供給側が経済的にミスマッチしていたことが原因である。
- 6 整備しようとする法制度は、森林を国民共有の資源、財産と位置付け、公共の福祉の観点から、私的財産権に一定の制約を課するという考えに基づくものである。法制度として整備すべき事項は、森林情報の整備、地籍調査の早期完了、所有と利用（経営）の分離（所有者不在でも集約化を可能とする）などである。
- 7 農業の場合、農地の「利用」でも相続税の納税猶予制度の対象となる。

## 提言Ⅱ 提言Ⅰの施策の効果が持続し、循環型社会定着のため、経過的施策を講ずる

- 1 提言Ⅰの施策が効果を発揮し、持続する森林経営（ブロックごと経営モデル）の基盤が確立され、国際競争力のある森林産業となるまでには、相当の期間を要すると見込まれる。またその実現は、循環型低炭素社会の基礎（インフラ）といてよい。

この期間に行われる伐採後の再造林は、当該政策目的実現に極めて重要な役割を果たすが、再造林後の収入を生まない育林期間が長期にわたることから、これを確実に実行するため、低コスト生産を可能とする経営体質強化に向けた支援<sup>8</sup>を行う。

- 2 自己責任を超えた事態に対応するセーフティネット<sup>9</sup>を整備する。

8 経営体質強化に向けた支援の具体的措置の例： 路網整備費、雇用労働費、設備投資等に対する政策的融資・税制。 政策的融資による長期運転資金の供給など。

9 自己責任を超えた事態とは、「材の過剰供給により、国際的材価を大幅に下回る材価となった場合」、「自然災害により、経営の持続が困難となった場合」などを想定。セーフティネットとしては、林業事業体も中小企業としてとらえ、中小企業信用保証制度を活用できるよう制度改正を行い、多様な金融機関から円滑に金融を受けられるようにすることなどが考えられる。

## 提言Ⅲ 提言Ⅰ、Ⅱの施策を着実に実行する仕組みを構築する

- 1 各種経営形態の経営実態の把握と検証を通じ、所要の対策<sup>10</sup>を講ずる。

10 例えば、国有林については、その経営実態の検証と情報開示を行うとともに、経済林、非経済林に区分した上で、経済林部分の経営全般の民間委譲、非経済林部分の天然化に向けた工程表を早期に策定する。 森林組合の事業受注面の独占的・優遇的部分、また、補助金等の交付対象面での優遇的部分については、他の事業体とイコールフットリングとする、など。

- 2 施策の的確な遂行上必要となる、経営<sup>11</sup>、資源管理（天然林化など）面で高度の専門性を有した人材育成とその雇用の場の確保を5～10年の工程表により行う。

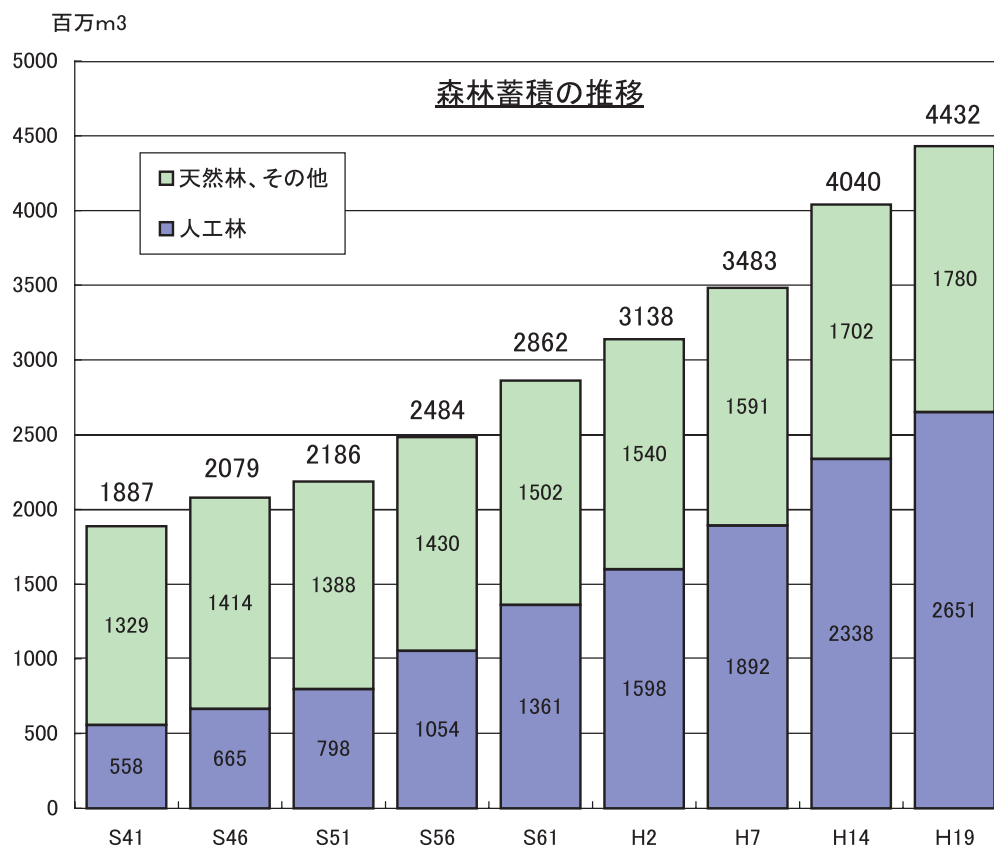
11 林業事業体の経営実態をまずきちんと検証し、雇用力を把握することから始めるべき。

以上

## 参考資料

**1** 日本の森林は着実に充実しており、現在では 40 億  $\text{m}^3$  を超える森林蓄積量がある。また、平成 14 年からの 5 年間についてみると、年平均 7,800 万  $\text{m}^3$  の年間蓄積量が見込まれる（資料 1）。

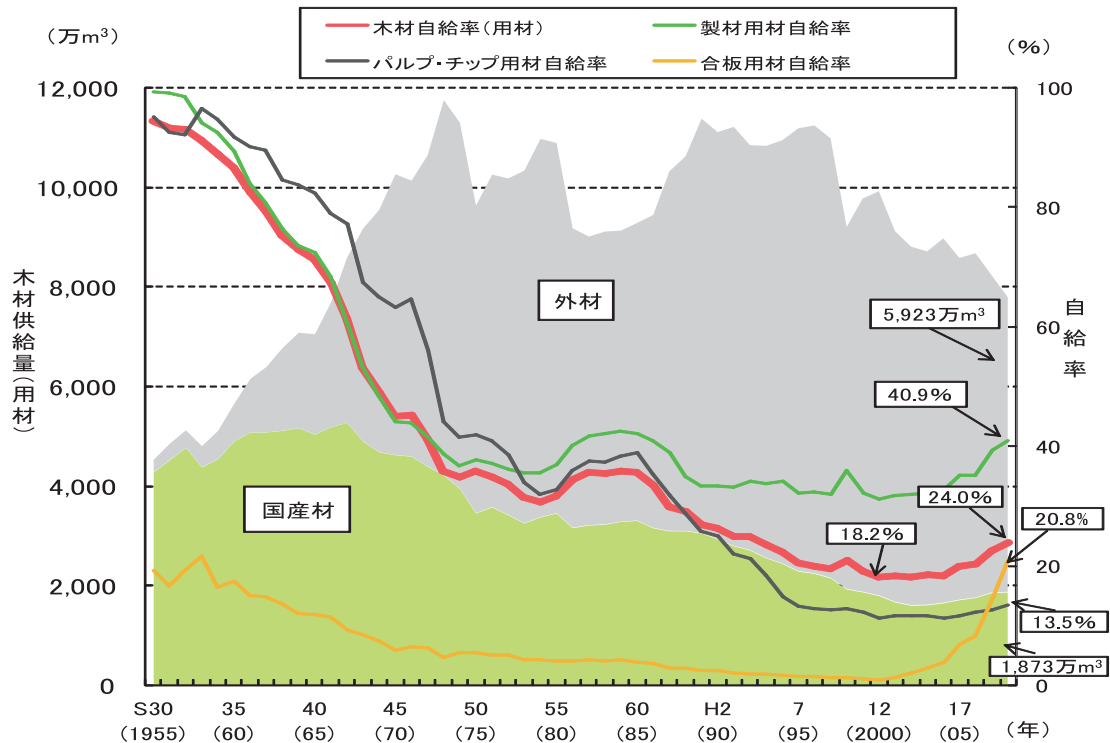
資料 1 森林蓄積の推移



（出典：林野庁「森林資源の現況」）

一方で、平成 19 年の国産材木材供給量は 1,873 万  $\text{m}^3$ （丸太換算）であって、同じ年度の推定年間森林蓄積量の 4 分の 1 弱を利用しているに過ぎない（資料 2）。

## 資料 2 木材供給量（用材）と自給率（丸太換算）の推移



（出典：林野庁「平成 22 年度版森林・林業白書」）

日本の森林蓄積量は世界の主要林業国と比較しても遜色のない状況にある（資料 3）。しかし、木材生産量についてみると、日本はその森林蓄積量に比べ木材生産量が乏しく、潤沢にある国内の森林蓄積が十分には活用されていない状況にある。

## 資料 3 木材生産状況の国際比較

|        | 面積    |               | 蓄積      |         | 木材生産量 |         |
|--------|-------|---------------|---------|---------|-------|---------|
|        | (万ha) |               | (万m³)   | (m³/ha) | (万m³) | (m³/ha) |
|        | 生産林   | その他<br>(非生産林) |         |         |       |         |
| ドイツ    | 1,048 | 60            | 338,000 | 323     | 5,391 | 5.1     |
| フィンランド | 2,016 | 612           | 215,800 | 107     | 5,868 | 2.9     |
| スウェーデン | 2,303 | 567           | 315,500 | 137     | 6,874 | 3       |
| オーストリア | 337   | 59            | 109,473 | 325     | 1,647 | 4.9     |
| 日本     |       | 2,487         | 424,900 | 171     | 1,830 | 0.7     |
| うち人工林  |       | 1,036         | 233,804 | 226     | 1,325 | 1.3     |

（出典：規制改革会議「中間とりまとめ（2008 年 7 月 2 日）」をもとに日本経済調査協議会が作成）

2 高度成長期以降、日本の林業には多額の予算措置が講じられてきた。最近 20 年間に  
いて見ても、一般会計の中に占める造林・治山・林道等の公共事業予算は年間 3,000 億円  
を上回る規模で推移し、ピーク時の平成 10 年には 6,300 億円を超える予算が措置されて、  
非公共事業とあわせると一般会計総額は 7,400 億円を超える規模にまで達した（資料 4）。

資料 4 森林・林業関係一般会計予算推移

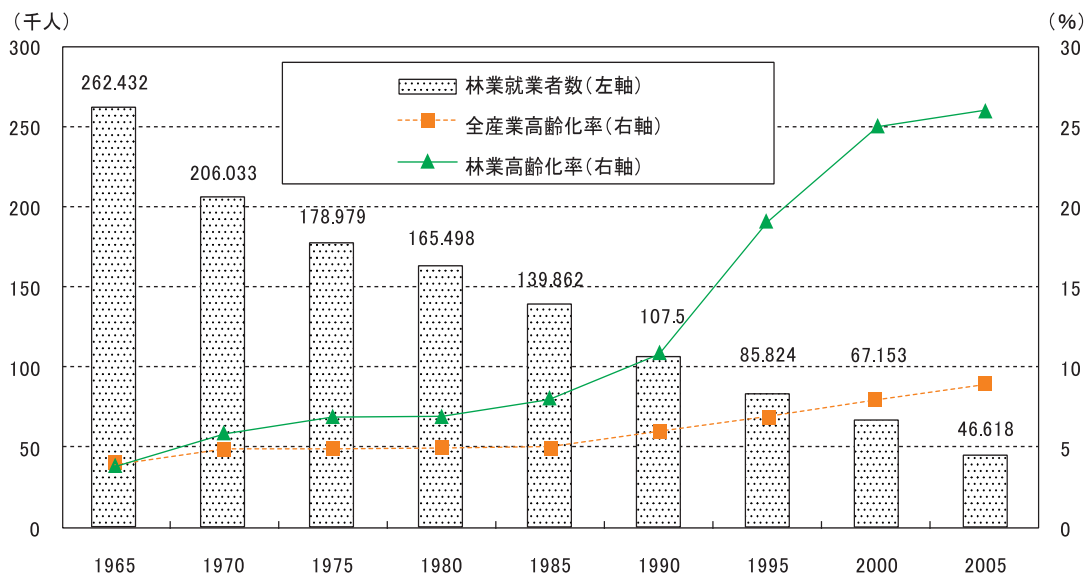
（単位：百万円）

| 区分     | 昭和63年度  | 平成5年度   | 平成10年度  | 平成15年度  | 平成20年度  |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一般会計総額 | 420,793 | 739,224 | 749,192 | 490,488 | 492,306 |
| 非公共事業  | 65,945  | 108,290 | 115,086 | 111,489 | 122,267 |
| 公共事業   | 354,847 | 630,934 | 634,106 | 378,999 | 370,039 |

（備考）日本経済調査協議会作成

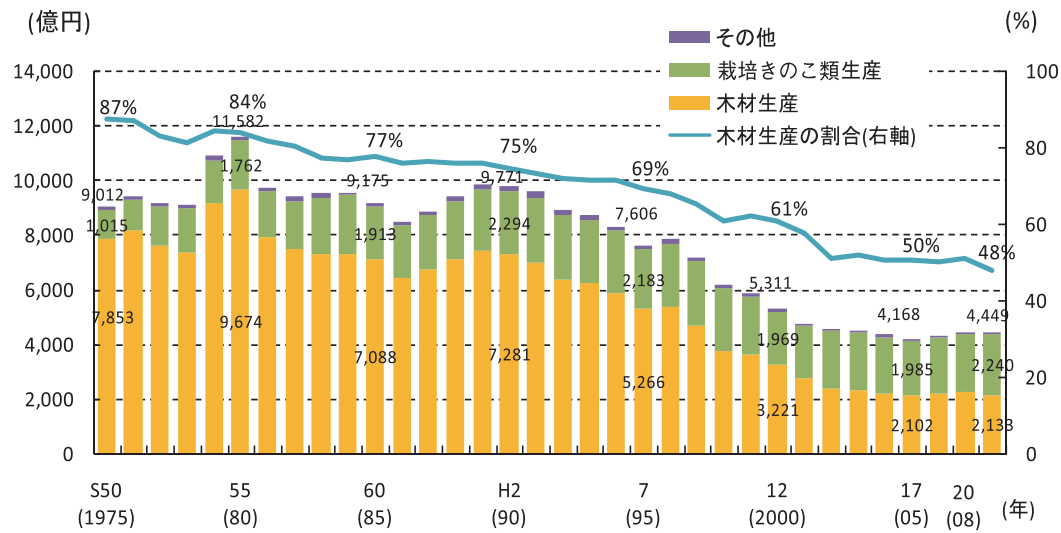
3 日本における林業就業者数の減少は著しく、これらの林業就業者に占める高齢者の比  
率も年を追うごとに高まっている。このことから、若者の山村離れ・林業離れの実態が読  
み取れる（資料 5）。

資料 5 林業就業者数、高齢化率（全産業・林業）の推移



（出典：林野庁「平成 22 年度版森林・林業白書」をもとに日本経済調査協議会が作成）

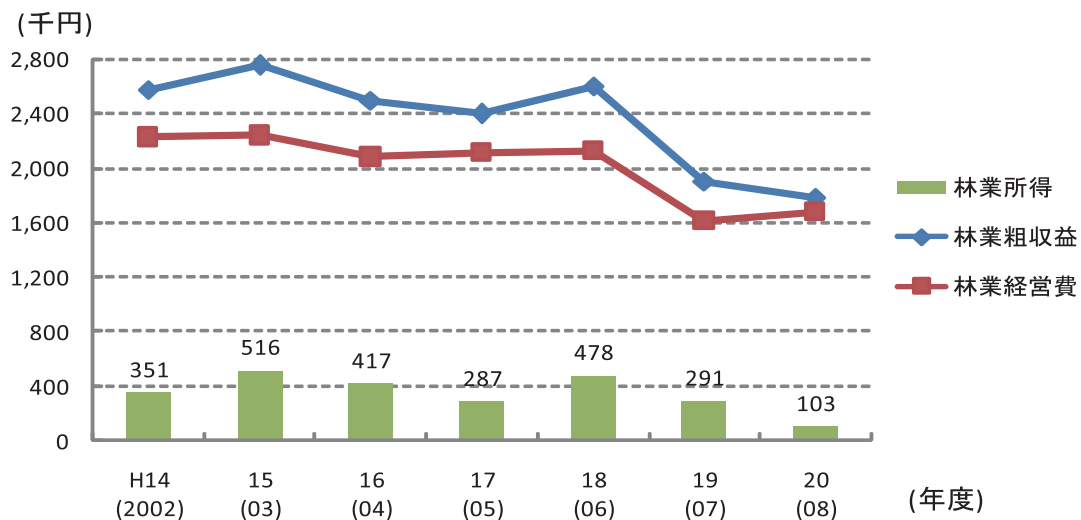
## 資料 6 林業産出額の推移



(出典：林野庁「平成 22 年度版森林・林業白書」)

また、林業全体の産出額の推移（資料 6）だけでなく、林家 1 戸あたりの所得の推移（資料 7）からも、林業の置かれた経済的困難をうかがい知ることができる。

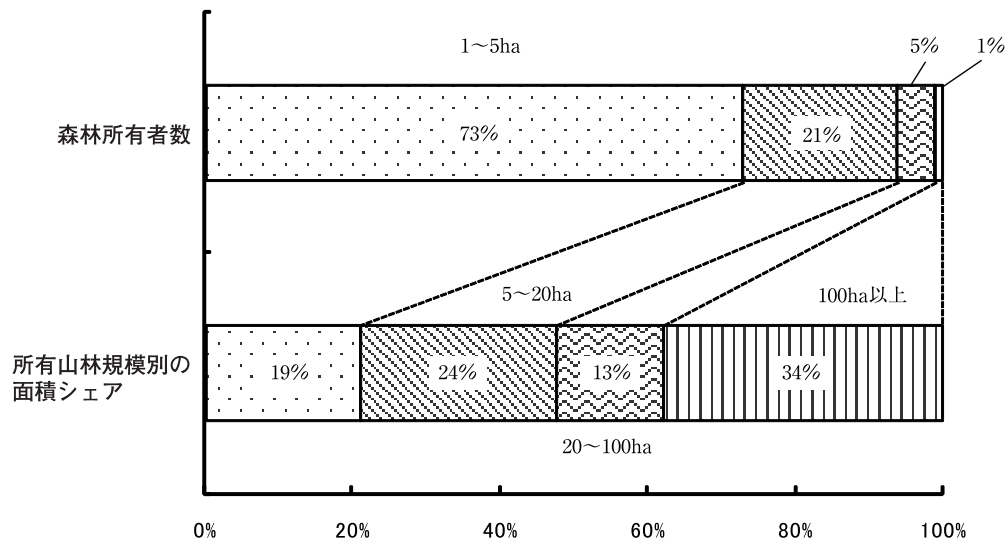
## 資料 7 林業所得の推移



(出典：林野庁「平成 22 年度版森林・林業白書」)

4 多数の小規模森林所有者と少数の大規模森林所有者の二極化が日本の森林所有構造の特徴である（資料 8）。今回の「森林・林業再生プラン」でも、所有が細分化された森林の施業集約化と作業の効率化が喫緊の課題として示された（資料 9, 10）。

資料 8 所有山林規模別事業体数の割合



（出典：日本林業経営者協会作成資料）

資料 9 森林・林業再生プランの概要



（出典：林野庁作成資料）

**森林・林業基本政策検討委員会 最終とりまとめ  
「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の概要**

**1. 改革の方向**

これまでの森林・林業政策は、森林造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営を構築するためのビジョン、そのために必要な実効性のある施策、体制を作らないまま間伐等の森林整備に対し広く支援。その結果、施業集約化や路網整備、機械化の遅れ、脆弱な木材供給体制、森林所有者の林業への関心の低下という悪循環に陥っている状況。このことを真摯に受け止め、森林・林業に関する施策、制度、体制について、抜本的に見直し、新たな森林・林業政策を構築していくことが必要。

このため、以下の点について段階的、有機的に推進し、10年後の木材自給率50%以上を目指す。

- ① 適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整えること
- ② 広範に低コスト作業システムを確立する条件を整えること
- ③ 担い手となる林業事業者や人材を育成すること
- ④ 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大を図ること

**2. 改革の内容**

**(1) 全体を通じた見直し**

- ・ 国、都道府県、市町村、森林所有者等の各主体がそれぞれの役割の下、自発的な取組を推進するため、市町村森林整備計画のマスタープラン化、森林経営計画（仮称）の創設など持続的な森林経営を確保するための制度的枠組みを整備

**(2) 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備**

- ・ 無秩序な伐採の防止や伐採後の更新を確保するための制度を導入
- ・ 意欲と能力を有する者が、面的なまとまりを持って集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林経営計画（仮称）制度を創設
- ・ 森林経営計画（仮称）作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設

**(3) 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備**

- ・ 森林経営計画（仮称）等による施業集約化の推進や境界明確化の加速化
- ・ 丈夫で簡易な路網として、林業専用道、森林作業道の区分を新設し、全国的に共通する規程・技術指針等を作成
- ・ 路網開設等に必要な人材の育成、路網整備を加速化させていくための支援を充実

**(4) 担い手となる林業事業者の育成**

- ・ 森林組合については、施業集約化・合意形成、森林経営計画（仮称）作成を最優先の業務とし、その実行状況を明確化
- ・ 森林組合と民間事業者とのイコールフットリング（機会均等）を確保

**(5) 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大**

- ・ 川上から川中・川下までのマッチング機能を備えた商流・物流の構築等、民有林と国有林の連携強化しつつ効率的な流通体制づくり
- ・ 設計者など人材の育成、公共建築物木材利用促進法に基づく公共建築物の木造化の推進、合法木材の普及等木材利用に対する消費者等理解の醸成
- ・ パーティクルボード等の木質系材料や石炭火力発電所での混合利用等木質バイオマスの総合利用

**(6) 人材育成**

- ・ 森林・林業に関する専門知識・技術や実務経験など、一定の資質を有する者をフォレストラーとして認定し、市町村森林整備計画の策定等市町村行政を支援できる仕組みを創設
- ・ 森林経営計画（仮称）の作成、集約化施業を推進するため、必要な知識習得のための研修を実施し、森林施業プランナーを育成、能力向上
- ・ 国有林は多様な立地を活かしてニーズに最も適した研修フィールドや技術を提供

（出典：林野庁森林・林業基本政策検討委員会作成資料）

**5 林業を営むためには長期間にわたり山林を保有し経営することが必要であるにも関わらず、相続を含めその間の長期保有にかかる税負担は大きく、農業と比べて不利な状況にある。**

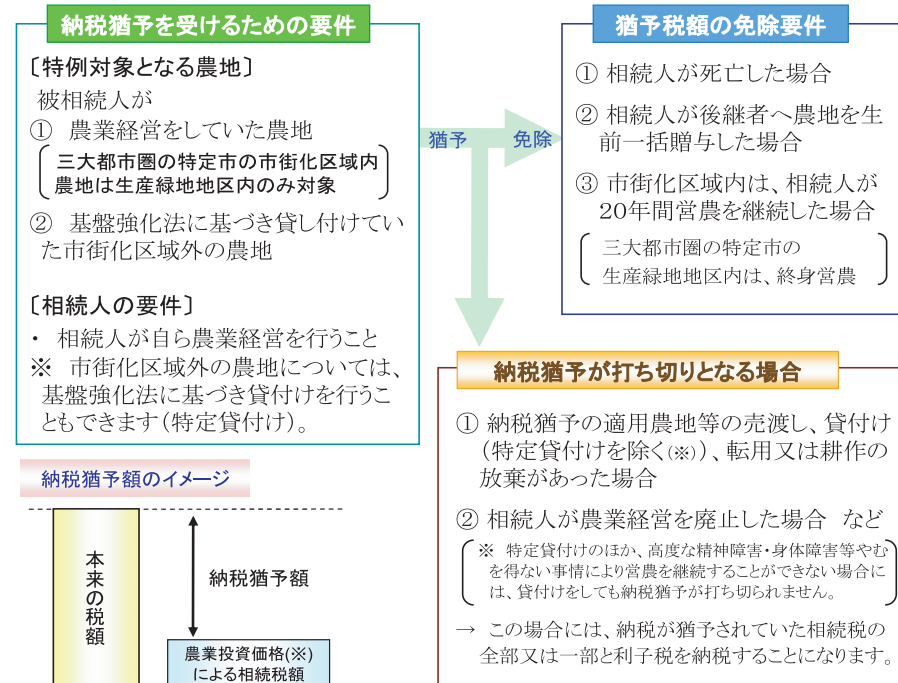
例えば相続税に着目した場合、農業では農地の「利用」についてもその納税猶予（資料11）が認められているが、林業では山林の利用について納税猶予は認められていない。また、相続税の延納について、農業に比べはるかに長い経営期間が必要である林業に対しても、原則的には農業と同様の期間内（20年以内）での延納しか認められていない。

## 資料 11 相続税の納税猶予制度概要

### ～ 意欲ある農業者に農地が円滑に継承されます ～

相続等により、被相続人の農業の用に供されていた農地又は農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」と略します。）に基づき貸し付けられていた農地を取得した相続人が、これらの農地等を引き続き農業の用に供していく又は基盤強化法に基づき貸し付ける場合には、これらの農地等の価格のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税については、納税猶予期限まで納税を猶予し、当該期限が到来したときに免除されるという制度です。

（注）三大都市圏の特定市の市街化区域内にある農地等については、都市営農農地等（生産緑地）に該当するものに限り納税猶予の対象となります。



※ 農業投資価格…農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるときに通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格をいいます（例：東京都の田であれば90万円/10a）。

### ○ 旧制度における納税猶予適用者について

平成21年12月14日以前に発生した相続等により取得した農地について、相続税の納税猶予制度の適用を受けている人は、平成21年度税制改正前の納税猶予制度が引き続き適用されます（旧制度は、相続人が自ら農業経営を行うことを要件として相続税を納税猶予し、20年間営農を継続したら免除するという仕組みでした）。

なお、旧制度の適用者も特定貸付けを行うこともできますが、特定貸付けを行った場合には、市街化区域外の農地についての免除要件が「20年間営農を継続した場合」から「相続人が死亡した場合」に変更されます。

（出典：農林水産省作成資料）

(社)日本経済調査協議会

---

## 「未来を創る木材産業イノベーション研究会」報告(概要)

2011年2月23日

# 「未来を創る木材産業イノベーション研究会」委員名簿

(五十音順・敬称略)

|      |       |                          |
|------|-------|--------------------------|
| 座長   | 井上 雅文 | 東京大学アジア生物資源環境研究センター准教授   |
| 主査   | 相川 高信 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング副主任研究員 |
| 委員   | 久保山裕史 | 森林総合研究所主任研究員             |
|      | 田島信太郎 | 田島山業代表                   |
|      | 泊 みゆき | バイオマス産業社会ネットワーク理事長       |
| 専門委員 | 青井 秀樹 | 森林総合研究所主任研究員             |
|      |       | (現：林野庁林政部木材産業課課長補佐)      |
|      | 井内 正直 | 電力中央研究所社会経済研究所上席研究員      |
|      | 大場 龍夫 | 森のエネルギー研究所代表取締役          |
|      | 腰原 幹雄 | 東京大学生産技術研究所准教授           |
|      | 竹ヶ原啓介 | 日本政策投資銀行事業開発部CSR支援室長     |
| 顧問   | 梶山 恵司 | 内閣官房国家戦略室内閣審議官           |
| 事務局  | 奥 雅文  | 日本経済調査協議会専務理事            |
|      | 藤城 孝一 | 日本経済調査協議会主任研究員           |

## 1. 背景と目的

### ■ 「需要サイドからのビジョンづくり」を目的とした研究会

- 政策提言も行なうが、事実関係の整理や欧州等との比較研究など、基礎的研究を重視。

#### 1. 森林・林業問題への関心の高まり

- 気候変動問題への対応、中山間地域の活性化、森林資源の成熟等
- 新成長戦略の21の国家プロジェクトとして「森林・林業再生プラン」が位置づけられる。
- 各種の団体から政策提言が相次ぐ（JAPIC／等）

#### 2. 需要サイドからのビジョンづくりの必要性

- 「再生プラン」の5つの部会の内、需要については「国産材の加工・流通・利用検討委員会」が担当
- 住宅（国土交通省）、製紙原料（経済産業省）、バイオマスエネルギー（経済産業省、環境省）など、木材需要は林野庁以外の省庁の管轄になっている
- 相次ぐ重要な政策の登場（長期優良住宅の推進、再生可能エネルギーの全量買取制度、公共建築での木材利用推進等）
- 他方、日本は人口減少により需要の構造的変化を避けられず、未来志向での議論が必要。
- 欧州林業の強さの秘密は、需要面と連動したイノベーションがあるからと思量。

- ① 2020年を見据えて、有望視される木材産業の需要分野について、現状と課題を整理する。
- ② 今後の日本の木材産業を考える上での比較対象として、欧州等の木材産業の現状や成功ポイントを整理する。
- ③ 課題解決のための提言及び今後の検討課題の整理を行う。

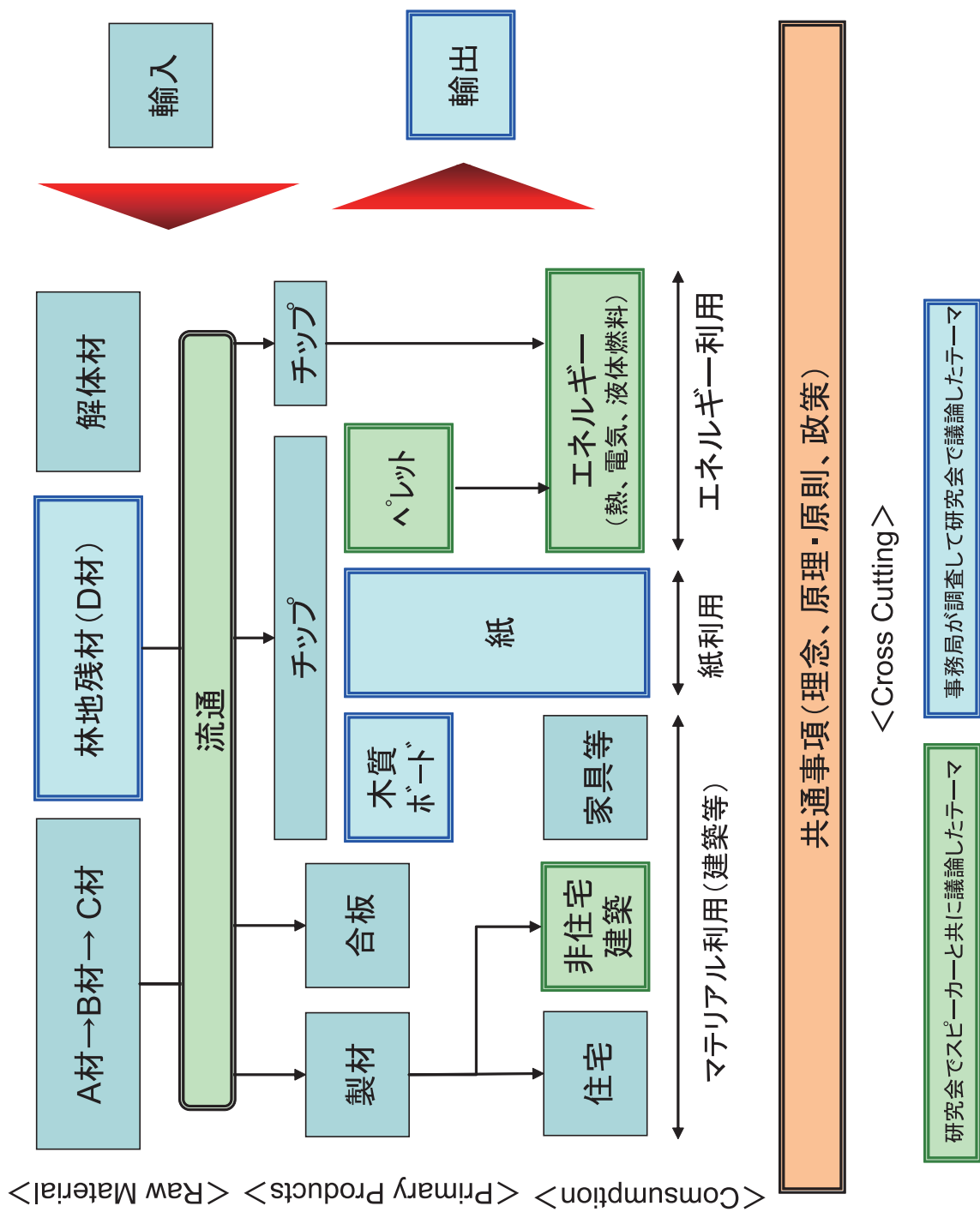
## 2. 検討の範囲

- 今後の木材産業のビジョンを考える上で重要な分野でありながら、これまで検討が十分になされなかった分野。
- 特に、バイオマスエネルギー、中大規模建築、木材輸出の3つの分野について重点的に検討。

| 検討分野の概要    |                                                                                                                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分野         | 概要                                                                                                                                                                                      |
| バイオマスエネルギー | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策から強力に推進されることが求められているが、欧州等比べて大きく立ち遅れている分野。</li> <li>・また、再生可能エネルギーの固定買取制度の導入等の議論が進行する中で、木材のカスケード利用の原則を崩さない制度設計が求められているところである。</li> </ul>   |
| 製紙         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の木材需要のおよそ半分を占めているが、現在は原材料の太宗を輸入に頼っている。</li> <li>・人口減少等の理由により生産量は減少傾向にあるが、バイオマスエネルギーの大規模生産者かつ需要者でもあり、今後の木材産業のあり方を考えると非常に重要なアクターである。</li> </ul> |
| 原木流通       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材利用側と林業側のインターフェースとして極めて重要。</li> <li>・木材需要を見据えた上で、柔軟に安定供給をマネジメントすることが可能なシステムを構築することが必要である。</li> </ul>                                           |
| 中大規模建築     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」により、公共建築物での利用は進むと思われるが、公共建築物だけでは需要に限られており、民需に拡大できるかどうかのポイントであり、検討が必要な分野である。</li> </ul>                                |
| 木材輸出       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後大量に原木丸太が供給されることになったときに、国内市場を補完し、需要を多様化・安定化することの効果が見込まれている。</li> <li>・ただし、木材輸出の意義や課題、政策的なサポートのあり方についての議論が必要である</li> </ul>                      |

(出所)「未来を創る木材産業イノベーション研究会」報告

## 2 検討の範囲②(図示)



### 3. 研究会メンバー、活動履歴

#### ■ 研究会メンバー（所属と専門分野）

- 井上雅文（座長）
  - 東京大学 アジア生物資源環境研究センター准教授
  - 木材利用全般
- 梶山恵司（顧問）
  - 内閣官房国家戦略室 内閣審議官
  - 森林・林業、環境政策
- 久保山裕史
  - （独）森林総合研究所 主任研究員
  - エネルギー・木材利用
- 泊みゆき
  - NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク 理事長
  - バイオマス全般
- 田島信太郎
  - 田島産業（株） 代表
  - 林業経営
- 相川高信（主査）
  - 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）
  - 森林・林業、環境政策

| 研究会の活動概要 |                       |                                                                                                                   |
|----------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 回数       | テーマ                   | ゲストスピーカー                                                                                                          |
| 1        | 世界のバイオマス利用最前線と日本      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竹ヶ原啓介氏（日本政策投資銀行CSR支援室長）</li> <li>・ 飯田哲也氏（環境エネルギー政策研究所 所長）</li> </ul>     |
| 2        | 日本のバイオマス利用の実態と課題      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大場龍夫氏（森のエネルギー研究所 代表取締役）</li> <li>・ 小島健一郎氏（ペレットクラブ事務局長）</li> </ul>        |
| 3        | 石炭混焼は、低質材の新たな流れを作るのか？ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 井内正直氏（電力中央研究所 上席研究員）</li> <li>・ 調査報告「フィンランドのバイオマス利用の実態」</li> </ul>       |
| 4        | 製紙産業及び輸出              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査報告①「製紙業界の今後の見通しと国産材利用の可能性」</li> <li>・ 調査報告②「国産材の輸出の可能性について」</li> </ul> |
| 5        | 木材流通のイノベーション          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Dr. デーン（DISシステムズ代表取締役）</li> <li>・ 百瀬晴彦氏（住友林業フォレストサービス取締役）</li> </ul>     |
| 6        | 大型木造建築の普及への課題         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青井秀樹氏（林野庁木材産業課）</li> <li>・ 腰原幹雄氏（東京大学生産技術研究所 准教授）</li> </ul>             |
| 7        | 提言のまとめ                | —                                                                                                                 |

（出所）「未来を創る木材産業イノベーション研究会」報告

# 提言①「供給プッシュ」政策から「社会・需要プル」政策へ

- 確実で効果の高い「社会・需要プル」政策
  - 市場のニーズが供給側の革新を誘発する。
- 成功例
  - ハイブリッド自動車
  - 再生可能エネルギー電力の固定買取制度
    - 特に、欧州では著しい成果。
- 政策的な市場環境の整備が重要
- 反対に、日本の木造建築規制の歴史を見ると、政策的に市場が抑圧されてしまうケースがある。
  - 当時としては必然だったとしても。
- 税制、補助金、ラベリング・認証、排出権取引等のあらゆる政策ツールを動員して、市場環境を整備する。
- 近年の動き
  - 「公共建築等における木材の利用の促進に関する法律」
  - 「規制・制度改革に関する分科会」における議論

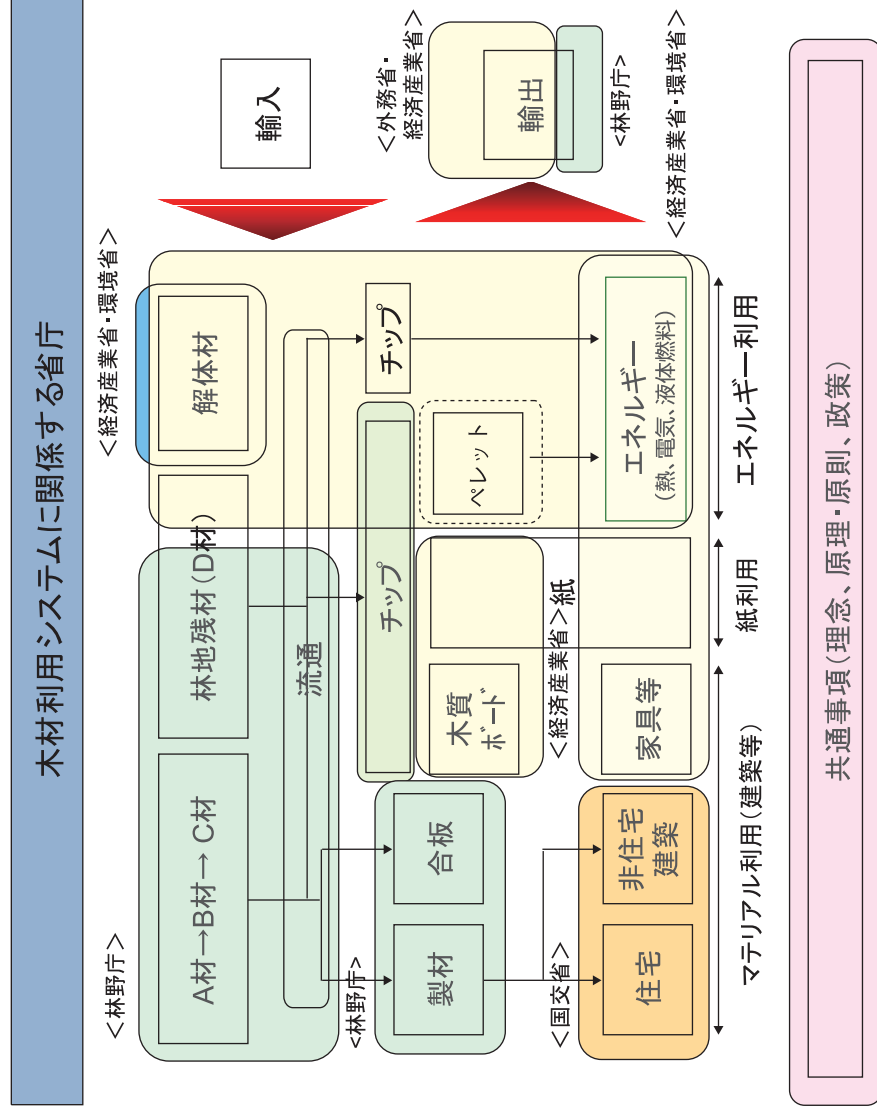
| 日本の木造建築の規制等の政策の変遷 |       |                                           |
|-------------------|-------|-------------------------------------------|
| 年次                | 主体    | 事項                                        |
| 1950年             | 衆議院   | 都市建築物の不燃化促進に関する決議                         |
|                   | 建設省   | 建築基準法（防火地域・準防火地域の規定）                      |
| 1951年             | 建設省   | 官公庁施設の建設等に関する法律（一定規模以上の国家機関の建築物は耐火建築物とする） |
| 1952年             | 建設省   | 耐火建築促進法                                   |
| 1955年             | 農林水産省 | 木材資源利用合理化方策                               |
| 1959年             | 建築学会  | 火災・風水害防止のための木造の禁止決議                       |



2000年 建築基準法の改定  
 2009年 建築学会「建築分野の地球温暖化防止対策ビジョン」  
 2010年 公共建築等における木材の利用の促進に関する法律

## 提言②連携・プラットフォームの構築を

- 木材利用システムに係る省庁、アクターは多岐に渡る。
- 「社会・市場プル」を促す市場環境の整備には、林野庁だけでは不十分で、国家レベルでの戦略・制度設計が必要。



＜内閣官房(国家戦略室)、内閣府(規制・制度改革に関する分科会、総合科学技術会議)  
文部科学省、農林水産省・林野庁、国土交通省、経済産業省、環境省＞

(出所)「未来を創る木材産業イノベーション研究会」報告

## 提言③知識ベース、未来志向

### ■ グローバリゼーションの進展

- 国際競争の激化、メガトレンド(気候変動対応、経済危機等)の常態化から、変化に対応できる柔軟性と先見性が求められる。
- 欧州では、全体として、木材産業も含む産業界を「知識ベース (Knowledge-Based)」に変革しようとしている。
- 日本も少子高齢化等の国内問題も含めて、「未来志向」の議論を行なっていく必要がある。

### ヨーロッパの木材産業分野における、知識ベース・未来志向の取組事例

#### 1. Forest-Based Sector Technology Platformの 戦略的研究課題

- 産官学協働で検討した2030年のビジョンに基づき、戦略的研究課題を整理。
- 戦略目標は、①変化する市場と顧客に対応するための革新的な製品の開発、②製品製造工程の省エネルギー化、③森林バイオマスをマテリアル、エネルギーとして利用する能力の強化、④森林資源の多様なニーズを満たすこと及び森林の持続可能な経営、⑤社会的側面の強化の5分野。

#### 2. ヨーロッパ森林研究所 (EFI) の研究プロジェクト

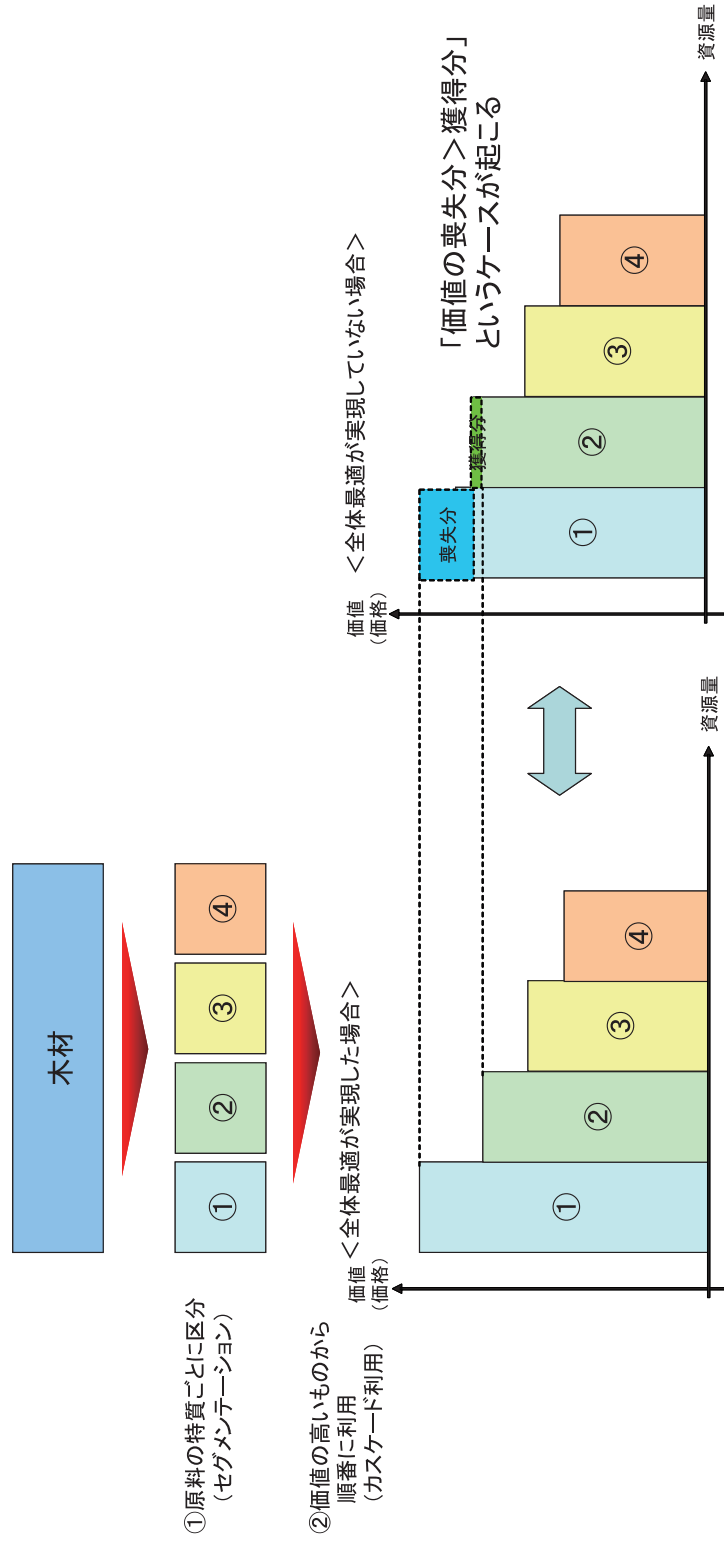
- Foresight on Future Demand for Forest-based Products and Services
  - 目的: 2050年を目標準次として、もう一つの成長の道筋を描くこと。  
需要サイドの変化から、森林産業のあり方を考える
  - 手法: 木材産業の専門家へのアンケートを元にワークショップを開催し、シナリオ分析を行なう。
    - 2050年までに全世界的なトレンドが森林産業に与える影響
    - 2050年に有望視される森林産業の製品やサービス／等をアンケート

(出所) 「未来を創る木材産業イノベーション研究会」報告

## 提言④全体最適、原材料のセグメンテーション、カスケード利用

- 全体最適の実現のためには、①原料の特質ごとに区分され(セグメンテーション)、②価値の高いものから順番に利用されること(カスケード利用)が原則。
- 違法伐採等の持続可能ではない経営により生産される木材は、区分される必要(フリーライダーの排除)。
- エネルギー利用には林地残材(枝葉・梢端)で十分で、カスケード利用をゆがめがない程度のインセンティブで十分。

### 全体最適を実現するため原則のイメージ



(出所)「未来を創る木材産業イノベーション研究会」報告

## 提言⑤その他の重要な提言

---

### ■ バイオマスエネルギー分野

- バイオマス利用の意義、原理・原則（熱利用がメイン等）の確認
- インセンティブの設定における議論の深度化（欧米の事例分析、国内事例のコスト分析を含む）
- 燃料（ペレット、チップ）・燃焼機器の規格化
- 研究・開発課題のロードマップ化（複数省庁の連携による国家戦略化）

### ■ 中大規模建築

- 事例の積み上げ、問題箇所の分析、「木質構造」の技術開発
- 性能評価に対応できる部材の生産体制の構築
- 規制の見直し

### ■ 輸出

- ビルディングコードの改正
- 戦略的なマーケティング（競合他国の情報収集等も含めた、海外木材市場の分析）
- 人材交流、技術協力の推進

〔禁無断転載〕

2011年2月23日発行

**持続する森林経営を真に実現する  
政策を構築せよ**  
**未来を創る森林産業改革委員会 中間提言**

社団法人 日本経済調査協議会  
専務理事 奥 雅 文

〒106-0047  
東京都港区南麻布5-2-32  
興和広尾ビル6階  
電話(03)3442-9400(代表)  
FAX(03)3442-9403  
<http://www.nikkeicho.or.jp>

〔非 売 品〕

印刷／(株)東京技術協会